観資第２３４号
令和２年５月１４日

山岳関係者　各位

山梨県観光文化部長
（公印省略）

登山道、遊歩道への立ち入りについて（依頼）

日頃より、本県の観光振興並びに安全登山の推進について、格別の御配慮と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、本県においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登山道、遊歩道への立ち入りをお控えいただくよう依頼しており、皆様には御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことから、５月１４日をもって本県の緊急事態措置は終了となりますが、首都圏に隣接し、依然として、新型コロナウイルスの感染が散発的に確認されるなど、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、県では、山岳地域に居住する方々への感染防止、また、登山道、遊歩道等での遭難、怪我などに対する山岳救助が通常より難しいことや医療体制への多大な負担を考慮し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づき、登山道、遊歩道への立ち入りの自粛要請期間について令和２年５月５日付観資第１９７号で通知した下記期間を変更しないことと致します。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、貴団体の構成員等の皆様におかれましては、周知について御協力いただきますようお願いいたします。

○　登山の自粛要請期間

令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)まで

山梨県観光文化部観光資源課
南アルプス・山岳観光担当　増子
(TEL)　０５５－２２３－１５７６
県庁内線 4303
(FAX)　０５５－２２３－１５５８